

鳥取県病院局組織規程及び鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年3月29日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

鳥取県病院局管理規程第2号

鳥取県病院局組織規程及び鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(鳥取県病院局組織規程の一部改正)

第1条 鳥取県病院局組織規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後		改正前																									
<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、室、部及び課を置き、鳥取県立中央病院医療局の内科及び放射線科の事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">鳥取県立中央 病院</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>医療技術局</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>栄養管理室 中央滅菌材料室</td> </tr> <tr> <td>看護局</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> </table>		鳥取県立中央 病院	略	医療技術局	略	栄養管理室 中央滅菌材料室	看護局	略	略	<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、室、部及び課を置き、鳥取県立中央病院医療局の内科及び放射線科の事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">鳥取県立中央 病院</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>医療技術局</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>栄養管理室</td> </tr> <tr> <td>看護局</td> </tr> <tr> <td>中央滅菌材料室</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> </table>		鳥取県立中央 病院	略	医療技術局	略	栄養管理室	看護局	中央滅菌材料室	略	略							
鳥取県立中央 病院	略																										
	医療技術局																										
	略																										
	栄養管理室 中央滅菌材料室																										
看護局																											
略																											
略																											
鳥取県立中央 病院	略																										
	医療技術局																										
	略																										
	栄養管理室																										
看護局																											
中央滅菌材料室																											
略																											
略																											
<p>(病院の所掌事務)</p> <p>第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療技 術局</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>栄養管理室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 患者給食及び栄養指導に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 給食材料の購入及び保管に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 給食用器器具の管理に関すること。</td> </tr> <tr> <td>中央滅菌材</td> <td>医療器具の洗浄及び滅菌に</td> </tr> </table>		略		医療技 術局	略	栄養管理室		1 患者給食及び栄養指導に関すること。		2 給食材料の購入及び保管に関すること。		3 給食用器器具の管理に関すること。	中央滅菌材	医療器具の洗浄及び滅菌に	<p>(病院の所掌事務)</p> <p>第6条 病院の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療技 術局</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>栄養管理室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 患者給食及び栄養指導に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 給食材料の購入及び保管に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 給食用器器具の管理に関すること。</td> </tr> </table>		略		医療技 術局	略	栄養管理室		1 患者給食及び栄養指導に関すること。		2 給食材料の購入及び保管に関すること。		3 給食用器器具の管理に関すること。
略																											
医療技 術局	略																										
	栄養管理室																										
	1 患者給食及び栄養指導に関すること。																										
	2 給食材料の購入及び保管に関すること。																										
	3 給食用器器具の管理に関すること。																										
中央滅菌材	医療器具の洗浄及び滅菌に																										
略																											
医療技 術局	略																										
	栄養管理室																										
	1 患者給食及び栄養指導に関すること。																										
	2 給食材料の購入及び保管に関すること。																										
	3 給食用器器具の管理に関すること。																										

	料室	関すること。 1 患者の看護及び診療介助に関すること。 2 看護師、准看護師、助産師及び看護助手の配置、勤務及び保健衛生に関すること。 3 看護師の教育及び研修に関すること。 4 看護学生の教育に関すること。 5 病棟、手術室及び分べん室の管理に関すること。 6 看護に関する文書及び記録の作成並びに整理保管に関すること。 7 その他看護に必要な事項に関すること。			看護局 1 患者の看護及び診療介助に関すること。 2 看護師、准看護師、助産師及び看護助手の配置、勤務及び保健衛生に関すること。 3 看護師の教育及び研修に関すること。 4 看護学生の教育に関すること。 5 病棟、手術室及び分べん室の管理に関すること。 6 看護に関する文書及び記録の作成並びに整理保管に関すること。 7 その他看護に必要な事項に関すること。
	略		中央滅菌材料室		医療器具の洗浄及び滅菌に関すること。
	略		略		
(職制) 第7条 略 2～4 略 5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、地域医療連携室、臨床研修支援室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、 <u>中央滅菌材料室</u> 、 <u>新生児集中治療室及びがん相談支援室</u> に副室長を、地域連携センターに副センター長を置くことができる。 6及び7 略			(職制) 第7条 略 2～4 略 5 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、病院に副院長を、医療局、医療技術局及び事務局に副局長を、看護局に副局長及び看護師長を、薬剤部に副部長を、医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、地域医療連携室、臨床研修支援室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、 <u>中央材料滅菌室及びがん相談支援室</u> に副室長を、地域連携センターに副センター長を置くことができる。 6及び7 略		

(鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削

り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前																					
(給料表) 第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。		(給料表) 第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>医療職</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>給料表 (別表第2)</td> <td>医療職給料表(3) 副院長(看護師の職務に従事する職員に限る。)、局長(看護局長に限る。)、副局長(看護局の副局長に限る。)、副センター長、副室長(医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。)、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師及び助産師</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>		種類	適用範囲	略		医療職	略	給料表 (別表第2)	医療職給料表(3) 副院長(看護師の職務に従事する職員に限る。)、局長(看護局長に限る。)、副局長(看護局の副局長に限る。)、副センター長、副室長(医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。)、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師及び助産師	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>医療職</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>給料表 (別表第2)</td> <td>医療職給料表(3) 副院長(看護師の職務に従事する職員に限る。)、局長(看護局長に限る。)、副局長(看護局の副局長に限る。)、副センター長、<u>室長(中央滅菌材料室長に限る。)</u>、副室長(医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。)、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師及び助産師</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>		種類	適用範囲	略		医療職	略	給料表 (別表第2)	医療職給料表(3) 副院長(看護師の職務に従事する職員に限る。)、局長(看護局長に限る。)、副局長(看護局の副局長に限る。)、副センター長、 <u>室長(中央滅菌材料室長に限る。)</u> 、副室長(医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。)、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師及び助産師	略	
種類	適用範囲																						
略																							
医療職	略																						
給料表 (別表第2)	医療職給料表(3) 副院長(看護師の職務に従事する職員に限る。)、局長(看護局長に限る。)、副局長(看護局の副局長に限る。)、副センター長、副室長(医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。)、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師及び助産師																						
略																							
種類	適用範囲																						
略																							
医療職	略																						
給料表 (別表第2)	医療職給料表(3) 副院長(看護師の職務に従事する職員に限る。)、局長(看護局長に限る。)、副局長(看護局の副局長に限る。)、副センター長、 <u>室長(中央滅菌材料室長に限る。)</u> 、副室長(医療安全・感染防止対策室の副室長に限る。)、看護師長、副看護師長、看護主任、看護師、准看護師及び助産師																						
略																							
2~4 略		2~4 略																					
別表第4(第3条、第4条関係) 行政職給料表級別職務分類表		別表第4(第3条、第4条関係) 行政職給料表級別職務分類表																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>1及び2 略 3 <u>副室長(医療情報管理室の副室長に限る。)</u> 4 略</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>1及び2 略 3 <u>困難な業務を処理する副室長(医療情報管理室の副室長に限る。)</u> 4 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>		職務の級	職務	略		4級	1及び2 略 3 <u>副室長(医療情報管理室の副室長に限る。)</u> 4 略	5級	1及び2 略 3 <u>困難な業務を処理する副室長(医療情報管理室の副室長に限る。)</u> 4 略	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>1及び2 略 3 略</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>1及び2 略 3 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>		職務の級	職務	略		4級	1及び2 略 3 略	5級	1及び2 略 3 略	略	
職務の級	職務																						
略																							
4級	1及び2 略 3 <u>副室長(医療情報管理室の副室長に限る。)</u> 4 略																						
5級	1及び2 略 3 <u>困難な業務を処理する副室長(医療情報管理室の副室長に限る。)</u> 4 略																						
略																							
職務の級	職務																						
略																							
4級	1及び2 略 3 略																						
5級	1及び2 略 3 略																						
略																							
備考 略		備考 略																					
別表第5(第3条、第4条関係) ア及びイ 略 ウ 医療職給料表(3)級別職務分類表		別表第5(第3条、第4条関係) ア及びイ 略 ウ 医療職給料表(3)級別職務分類表																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>看護師長の職務</td> </tr> </tbody> </table>		職務の級	職務	略		5級	看護師長の職務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>5級</td> <td>看護師長又は室長(中央滅菌材料室長に限る。)<u>の職務</u></td> </tr> </tbody> </table>		職務の級	職務	略		5級	看護師長又は室長(中央滅菌材料室長に限る。) <u>の職務</u>								
職務の級	職務																						
略																							
5級	看護師長の職務																						
職務の級	職務																						
略																							
5級	看護師長又は室長(中央滅菌材料室長に限る。) <u>の職務</u>																						

略

略

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。